滋賀県行政書士会の行政事務・各委員会委員受託の現況

行政関係事務

丁種自動車番号標封印取付委託	国土交通省
饗庭野地区住宅防音工事事業事務	防衛省
自動車番号標封印取付甲種再委託	滋賀県自動車整備振興会
経営事項審査業務	滋賀県
成年後見首長申立て親族調査等業務	守山市
入札参加申請の受付・審査	大津市
不在地主調査事務 (法定相続情報一覧図作成)	高島市
空屋対策相談及び相続人調査業務	市・町　※1
行政書士試験の実施事務・監督	行政書士試験研究センター
自動車車庫証明・登録	滋賀県自動車販売協会
行政書士登録事務	日本行政書士会連合会

行政関係委員等

総務省電子政府推進員	総務省行政監察局
年金記録確認滋賀地方第三者委員会委員　※3	総務省行政監察局
自動車登録無料相談員	国土交通省滋賀運輸支局
自動車登録指定代理人	国土交通省滋賀運輸支局
中小企業活性化審議会委員	滋賀県
男女共同参画審議会委員	滋賀県
公益認定等委員会委員	滋賀県
行政不服審査会委員	近江八幡市
情報公開審査会委員	近江八幡市
個人情報保護審査会委員	近江八幡市
~~行政不服審査会委員~~	~~近江八幡市~~
~~情報公開審査会委員~~	~~近江八幡市~~
~~個人情報保護審査会委員~~	~~近江八幡市~~
入札参加申請の受付・審査	大津市
農業委員会委員	市町　※3
行政なんでも相談所　相談員	滋賀行政監察事務所

※1, 契約書作成中　　※2　H27任期終了　※3推薦中

各府省・各地方自治体の物品・役務の調達と行政書士会

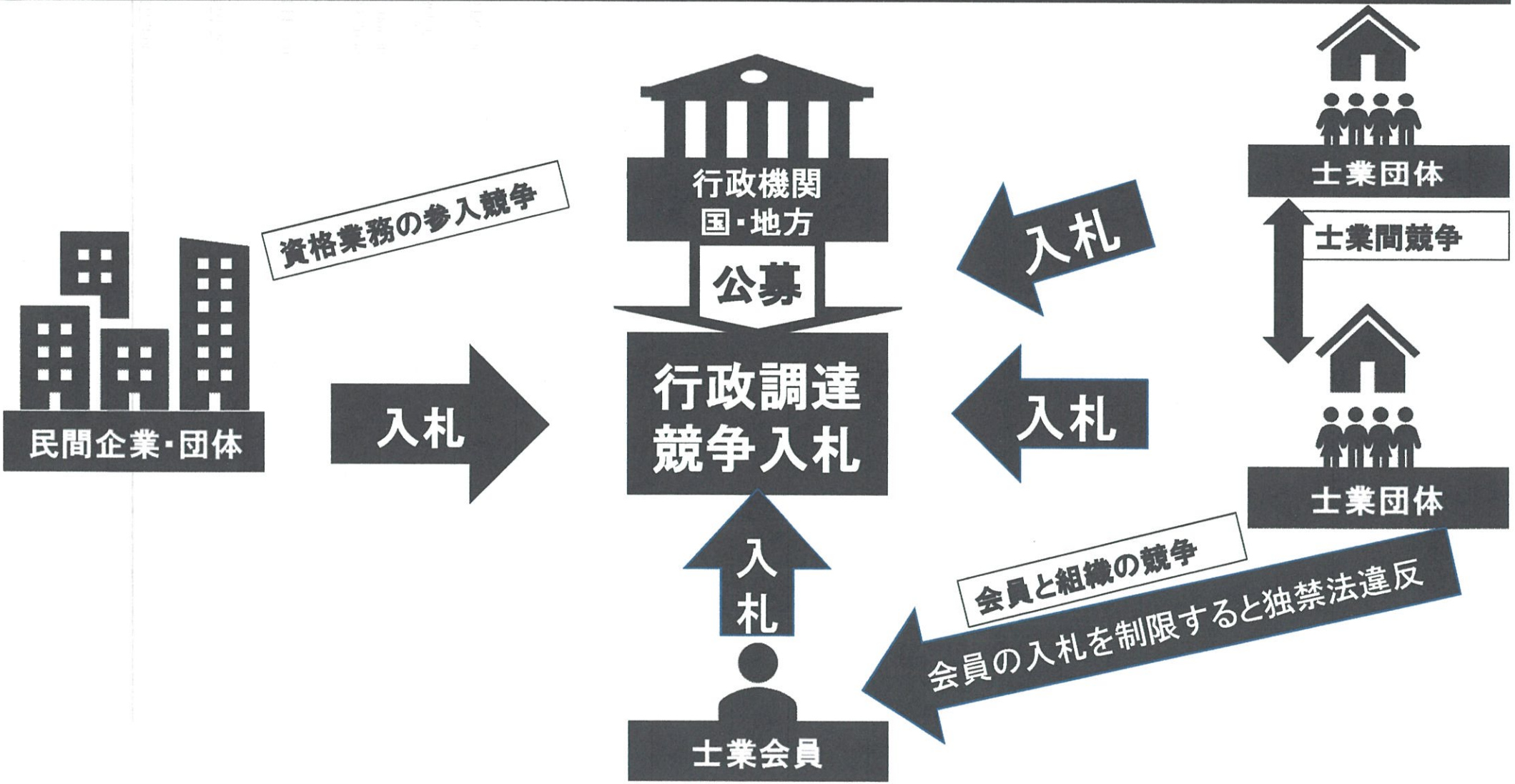

行政からの所有者不明土地に係る調査・報告書等の作成事務について

日本行政書士会連合会法規監察部担当理事・滋賀県行政書士会会長　盛武　隆

■当該事務は、行政書士法に定める行政書士の業務（資料①参照）であって、司法書士法に定める司法書士の業務(資料②参照)とすることはできない。

1.司法書士は、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。(同法第３条第８項)

2.司法書士業務の附随行為として当該業務に係る書類を作成することはできない。

①司法書士法第三条に規定する官庁に提出する書類に添付する書類又は提出書類の交付申請書の作成については司法書士業務の附随行為として業務範囲に属するとされている(昭三九・九二五民事甲三一三一号)が、これら附随書類は司法書士法第３条規定の官庁に提出する書類と密接不可分の書類に限って認められる。

②よって当該事務は、上記①の事務にあたらず、行政書士の独占業務である。

3 .相続関係説明図の作成(戸籍収集)、遺産分割協議書の作成は行政書士業務。

①司法書士は、不動産登記の依頼を受けた場合に限り、その附属書類として相続関係説明図や遺産分割協議書を作成することができる。すなわち、司法書士は当該業務に付随する業務として、これを行うことはできない。

②行政書士は、行政書士法に定める独占業務として当該業務を行うことができる。

4.職務上請求書の使用は行政書士だけが行政書士用職務上請求書を使用できる。

①当該事務において、司法書士が登記に関係のない、遺産相続関係図等および遺産相続分割協議書を作成することは行政書士の業務であり、司法書士はこれを行うことはできない。

②当該事務に関して、司法書士が登記に関係のない、遺産相続関係図等および遺産相続分割協議書を作成することを目的として、司法書士の職務上請求書を使用することはできない。

③行政書士は、行政書士法に定める独占業務として当該業務を行うことができるので、行政書士の職務上請求書を使用して戸籍等を請求することができる。

5.農業委員会への届出や未登記家屋の家屋補充台帳条の名義変更は行政書士の業務。

当該業務の結果にもとづき、農地(田や畑)を相続した場合の農業委員会への届出義務については行政書士の業務であり、司法書士がこれを行うことはできない。

司法書士法に定める司法書士の業務の範囲

■司法書士法に定める司法書士の業務の範囲

司法書士は、他人の依頼を受けて次に掲げる事務　を行うことを業とし（司法書士法第3条1項）、で司法書士でない者が①～③の業務を行うこと及びそれらの事務について相談に応じることは禁止されている。（同法第73条第1項）

①登記又は供託に関する手続について代理すること。
②裁判所、検察庁、法務局又は地方法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成すること。
③法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
④簡易裁判所における相続、支払督促手続、民事全手続、民事調停手続等であって、簡易裁判所の事物管轄に属する事件について代理すること。
（「簡易訴訟代理等関係業務」という。）

■ただし司法書士は、これらの業務であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。
（同法第3条第8項）

行政書士法に定める行政書士の業務の範囲

■行政書士法に定める行政書士の業務の範囲

行政書士は．他人の依頼受け報酬を得て、

①官公署に提出する書類　（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録（以下、「電磁的記録」という。）を含む。次の②及び③も同様である。）、
②権利義務に関する書類、
③事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とするものである。

法務局に
提出する
登記関係書類

司法書士の
独占業務

相続関係図
登録申請

法定相続情報一覧図の作成および申し出業務

新規参入

事実証明に
関する書類

行政書士の
独占業務

相続関係図
登録申請

「申し出ができる代理人の範囲について」

「戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る」
弁護士　司法書士　行政書士　土地家屋調査士　社会保険労務士　弁理士　税理士　海事代理士および各資格者法人

法定相続情報証明制度（法定相続情報の保管及び登記官による認証文 の付与の申出等。以下。「本制度」という。）は、「表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において」、「当該相続に起因する登記その他の手続のため に必要があるときは」、その相続人が利用することができる。

その他の手続のためとは、相続財産すべての相続手続を保険会社・銀行・行政機関等に対して行う手続に利用すること